

(資料1 懇談会等による意見と対応について)

- 1 懇談会等の開催状況について
- 2 地区別懇談会・団体懇談会による意見と対応について
- 3 パブリックコメントによる意見と対応について
- 4 安房地域整備センターからの意見と対応について
- 5 その他の修正等について

1 懇談会等の開催状況について

(1) 地区別懇談会・団体懇談会

地区名等	開催日時	開催場所	参加者数
北条地区	平成20年12月12日 18時30分～20時00分	館山市コミュニティセンター	16名
船形地区	平成20年12月18日 18時30分～20時00分	若潮ホール	29名
那古地区	平成20年12月19日 18時30分～20時00分	那古千手院	12名
西岬地区	平成20年12月26日 13時30分～15時00分	西岬地区公民館	18名
館野地区	平成21年1月13日 18時30分～20時00分	館野地区公民館	7名
富崎地区	平成21年1月14日 13時30分～15時00分	富崎小学校体育館	5名
神戸地区	平成21年1月16日 18時30分～20時00分	大神宮集会所	54名
館山地区	平成21年1月22日 18時30分～20時00分	館山地区公民館	19名
豊房地区	平成21年1月23日 18時30分～20時00分	豊房地区公民館	10名
九重地区	平成21年1月26日 18時30分～20時00分	九重地区公民館	8名
団体①(※1)	平成21年1月30日 10時05分～12時10分	館山市コミュニティセンター	18名
団体②(※2)	平成21年2月9日 13時30分～15時40分	館山商工会館	14名

※1 館山商工会議所，館山市商店会連合会，館山市観光協会，安房農業協同組合，(社)館山青年会議所，(社)千葉県建築士事務所協会，たてやま・海辺のまちづくり研究会，NPO法人たてやま・海辺のまちづくり塾，NPO法人安房文化遺産フォーラム

※2 館山商工会議所（商業まちづくり委員会）

(2) パブリックコメント 平成20年12月12日～平成21年1月30日 市ホームページにて募集

(3) 安房地域整備センター（道路・河川・公園管理者等）からの意見聴取 平成21年2月4日 於：安房地域整備センター

2 地区別・団体懇談会での意見と対応

意見の要旨	該当箇所	意見への対応（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元市民が潤うために、地産地消を進めていくことが必要。(北条地区) ・ 地産地消は、小規模農家にもやる気を起こさせる。(那古地区) ・ 地産地消に加え、バイオマスの利活用（微生物を利用した堆肥の製造、土壌改善）に関する記述も追加してもらいたい。(団体①) ・ 「持続可能な地域社会の形成」ということばを記述に加えてもらいたい。(団体①) ・ 地球温暖化対策に関する記述を、もっと大きく取り扱ってもらいたい。(団体①) 	<p>P126 [7-2 都市づくりの基本的な考え方]</p> <p>このような都市づくりの方向性によって、様々な人にとって利用しやすい交通環境の創出や一体の都市の形成、都市の自立性の確保、本市と他都市との共存を目指し、加えて自然環境との調和を図り、環境負荷の低減を実践していくことが望ましい。</p>	<p>「都市づくりの基本的な考え方」に、「地産地消の推進」、「バイオマスの利活用を含む地球温暖化対策の推進」、「持続可能な地域社会の形成」を加えます。</p> <p>このような都市づくりの方向性によって、様々な人にとって利用しやすい交通環境の創出や一体の都市の形成、都市の自立性の確保、本市と他都市との共存を目指すとともに、自然環境との調和、<u>地産地消の推進</u>、<u>バイオマスの利活用</u>を含む<u>地球温暖化対策の推進</u>などの取組みを実践し、<u>持続可能な地域社会を形成</u>していくことが望ましい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備スケジュールのようなものを示して欲しい。(館野地区) ・ プランの実現に向けた工程表を示してもらいたい。(団体①) ・ 緊急の財政出動により様々な事業があるので、マスタープランが実行出来るように、よく情報を聞いて少しでも予算がつくように的確な申請を行っていただきたい。(団体②) ・ 実施計画といかないまでも20年の年次計画とか、短期、中長期の実施計画がないと、ただ良い冊子で終わってしまう。少しでも実施できるものを作って頂きたい。(団体②) 	<p>(懇談会の時点では該当箇所なし)</p>	<p>最終章に、構想・方針の実現に向けた「実現化方策」と「整備目標」を記述します。</p>

意見の要旨	該当箇所	意見への対応（案）
<p>・ 今後、都市計画マスタープランをどのように活用していくのか。市民と行政の役割を明確にするべき。（北条地区）</p>	<p>（懇談会の時点では該当箇所なし）</p>	<p>最終章に、「今後のまちづくりのあり方」を記述します。</p>
<p>海の美化に関する位置づけを計画に盛り込んで欲しい。（船形地区）</p>	<p>P163 [8-4 公園・緑地の整備・保全・利活用の構想・方針]</p> <p>・ 南房総国立公園に指定されている鏡ヶ浦や平砂浦などの海辺空間は、地域住民の生活と密接な係わりを持つとともに、来訪者を含めた全ての人にとって重要な憩い・レクリエーションの場であることから、保全及び利活用の促進を図るために必要な施設整備等について、関係機関との調整を行う。</p>	<p>「都市全体構想」に、海の美化に関する記述を加えます。</p> <p>・ 南房総国立公園に指定されている鏡ヶ浦や平砂浦などの海辺空間は、地域住民の生活と密接な係わりを持つとともに、来訪者を含めた全ての人にとって重要な憩い・レクリエーションの場であることから、<u>環境美化活動を促進するとともに、保全及び利活用の促進を図るために必要な施設整備等について関係機関との調整を行う。</u></p>
<p>波左間地区を観光拠点に位置付けて欲しい。（西岬地区）</p>	<p>P128- [7-3 都市づくりの方向性(将来都市構造)]</p> <p>P143- [8-1 都市空間の形成に関する基本的な考え方]</p> <p>P145- [8-2 土地利用の構想・方針]</p> <p>P195- [9-5 西岬・神戸・富崎地区]</p>	<p>「将来都市構造」及び「都市全体構想」に波左間漁港周辺を観光拠点区域として加えます。また、地域別構想（西岬・神戸・富崎地区）に以下の記述を加えます。</p> <p>・ <u>波左間漁港周辺の観光施設間の連携を図るとともに、利便性向上に必要な施設整備について検討する。</u></p>
<p>・ 農業振興に関する取組みを記載して欲しい（豊房地区）</p> <p>・ 産業分野において農業の記載をして欲しい。（神戸地区）</p>	<p>P191- [9-4 豊房・館野・九重地区]</p> <p>P195- [9-5 西岬・神戸・富崎地区]</p>	<p>地域別構想の産業分野に、農業振興に関する記述を加えます（全地区共通）</p> <p>・ <u>地区内の農業生産性向上のため、必要な施設整備について関係機関との調整を行う。</u></p>

意見の要旨	該当箇所	意見への対応（案）
<p>・神戸地区がレタスの特産地であることを記載して欲しい（神戸地区）</p>	<p>P195- [9-5 西岬・神戸・富崎地区]</p> <p>・西岬・神戸・富崎地区は、本市の南西部に位置し、北に館山湾、南に太平洋を臨む。長い海岸部を有するとともに、内陸部においては山林や農地が広がり、自然環境に恵まれた地区である。</p>	<p>地区の特性として、以下の記述を加えます。</p> <p>・西岬・神戸・富崎地区は、本市の南西部に位置し、北に館山湾、南に太平洋を臨む。長い海岸部を有するとともに、内陸部においては山林や農地が広がり、自然環境に恵まれた地区である。<u>なお、神戸地区は、特にレタスの特産地として知られている。</u></p>
<p>観光振興に資するように、地区の特色(施設園芸の発祥地)を記載して欲しい（神戸地区）</p>	<p>P195- [9-5 西岬・神戸・富崎地区]</p> <p>・本市の重要な歴史・文化資産である安房神社や小塚大師については、来訪者の増加を通じた地域の活性化を目的として、周辺の千葉県立館山野鳥の森、富崎漁港、道の駅南房パラダイス等の観光施設と相互連携を図るとともに、利便性向上に必要な施設整備について検討する。</p>	<p>来訪者の利便性向上に向けた施設整備に関する文章に、以下のとおり記述を加えます。</p> <p>・本市の重要な歴史・文化資産である安房神社や小塚大師については、来訪者の増加を通じた地域の活性化を目的として、周辺の千葉県立館山野鳥の森、富崎漁港、道の駅南房パラダイス等の観光施設と相互連携を図るとともに、利便性向上に必要な施設整備について検討する。<u>加えて、施設園芸発祥地という特色を活かした観光振興方策について検討する。</u></p>
<p>市役所裏の道路（市道1001号線）の整備に関する記述を追加してもらいたい。また、同路線を将来道路網図に示してもらいたい。（団体①）</p>	<p>P154 [8-3 交通体系の構想・方針]</p>	<p>市道1001号線を補助幹線道路として将来道路網に加えます。</p> <p>【市道370号、371号、1001号、1272号】</p> <p>・<u>主要幹線道路や幹線道路と接続し、地区内の交通を集散して適正に処理する。</u></p>
<p>「崖の観音」は「崖の観音（大福寺）」が適切である。（団体①）</p>	<p>（略）</p>	<p>「崖の観音（大福寺）」に改めます。</p>

意見の要旨	該当箇所	意見への対応（案）
<p>「ちば遺産100選」や「ちば文化的景観」を記述に加えてもらいたい。（団体①）</p>	<p>P169 [8-5 都市環境整備の構想・方針]</p> <p>また、従来の取組みにおいては欠けていた、自然景観や歴史的・文化的景観などの視点も加える必要がある。</p>	<p>該当する部分に「ちば遺産100選」及び「ちば文化的景観」を加えます。</p> <p>また、従来の取組みにおいては欠けていた、自然景観や歴史的・文化的景観(※)などの視点も加える必要がある。</p> <p>※ <u>八幡の槇生垣の集落景観、布良の漁村集落景観、小網寺の霊場景観は、「ちば文化的景観」に選出されている。</u></p>
	<p>P179 [9-1 那古船形地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>那古寺観音堂や銅造千手観音立像など、地区内に点在する指定文化財や登録文化財は、（以下略）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ちば遺産 100 選に選出されている那古寺観音堂・多宝塔及び銅造千手観音立像のほか、崖の観音（大福寺）所在の磨崖十一面観音立像など、地区内に点在する指定文化財や登録文化財は、（以下略）</u>
	<p>P185 [9-2 北条地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>鶴谷八幡宮本殿や県立安房南高等学校旧第一校舎など、地区内に点在する指定文化財や登録文化財は、（以下略）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ちば遺産 100 選に選出されている「安房やわたんまち」のほか、鶴谷八幡宮本殿や県立安房南高等学校旧第一校舎など、地区内に点在する指定文化財や登録文化財は、（以下略）</u>

意見の要旨	該当箇所	意見への対応（案）
	<p>P189 [9-3 館山地区] <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>館山城跡や館山海軍航空隊赤山地下壕跡など、地区内に点在する指定文化財や登録文化財は、（以下略）</u> </p> <p>P192 [9-4 豊房・館野・九重地区] <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>小網寺に所在する梵鐘や石井家住宅など、地区内に点在する指定文化財や登録文化財は、（以下略）</u> </p> <p>P196 [9-5 西岬・神戸・富崎地区] <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>安房神社洞窟遺跡や洲崎神社本殿など、地区内に点在する指定文化財や登録文化財は、（以下略）</u> </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ちば遺産 100 選に選出されている館山城跡（里見氏関係城郭群）や館山海軍航空隊赤山地下壕跡（戦争遺跡群）、沼のサンゴ層など、地区内に点在する指定文化財や登録文化財は、（以下略）</u> ・ <u>小網寺所在の梵鐘や石井家住宅など、地区内に点在する指定文化財や登録文化財、ちば遺産100選に選出されている稲村城跡（里見氏関係城郭群）は、（以下略）</u> ・ <u>ちば遺産 100 選に選出されている鉾切洞穴や安房神社洞窟遺跡のほか、洲崎神社本殿など、地区内に点在する指定文化財や登録文化財は、（以下略）</u>
<p>都市計画マスタープランの中で、市民グラウンドを都市公園として位置付けて欲しい。（那古地区）</p>	<p>P163 [8-4 公園・緑地の整備・保全・利活用の構想・方針]</p>	<p>御意見を踏まえて検討していきます。また、公園・緑地の整備等の方針に、次の記述を加えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>館山駅西口地区土地区画整理事業や開発行為により整備された公園の都市公園指定を行う。また、市民運動場の都市公園指定について検討する。</u>

意見の要旨	該当箇所	意見への対応（案）
<p>「歩行系交通機能の強化」の対象に自転車を含め、そのことが分かるように記述の修正をしてもらいたい。（団体①）</p>	<p>P151 [8-3 交通体系の構想・方針]</p> <p>また、市街地にあつては、安全・安心で快適な居住・就業環境と賑わいのある商業空間を創出するため、必要な道路網の整備と高齢者、障害者等の移動円滑化（バリアフリー等）を意識した道路空間の形成を推進する。さらに、通学路等、より一層の安全性を確保する必要がある区間については、歩車道分離を基本とした道路空間の形成を推進する。</p>	<p>道路空間の形成に関する記述を以下のとおり修正します。</p> <p>また、市街地にあつては、安全・安心で快適な居住・就業環境と賑わいのある商業空間を創出するため、（以下略）</p> <p><u>なお、これらの道路空間の形成にあたっては、歩行者の安全性確保に留意のうえ、自転車の歩道通行について関係機関との調整を行う。</u></p>
<p>パーク・アンド・ライド駐車場については、双方向性（市から出て行く場合の利用と、市に入ってくる場合の利用があること）を意識した記述としてもらいたい。（団体①）</p>	<p>P160 [8-3 交通体系の構想・方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館山駅を主要交通結節点と位置付け、鉄道、バス交通及び自動車交通の交通結節機能の強化を図るため、パーク・アンド・(バス)ライド駐車場等の整備を促進し、既存の交通広場の機能充実を図る。 ・那古船形駅及び九重駅にあつては、交通結節機能の強化を図るため、パーク・アンド・(バス)ライド駐車場整備等について検討する。 <p>P177 [9-1 那古船形地区]</p> <p>P182 [9-2 北条地区]</p> <p>P182 [9-4 豊房・館野・九重地区]</p>	<p>記述を以下のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館山駅を主要交通結節点と位置付け、鉄道、バス交通及び自動車交通の交通結節機能強化のため、<u>来訪者の利用も考慮した</u>パーク・アンド・(バス)ライド駐車場等の整備を促進し、既存の交通広場の機能充実を図る。 ・那古船形駅及び九重駅にあつては、交通結節機能の強化を図るため、<u>来訪者の利用も考慮した</u>パーク・アンド・(バス)ライド駐車場の整備について検討する。

意見の要旨	該当箇所	意見への対応（案）
<p>快適な居住環境、観光振興、企業誘致等を計画に織り交ぜて欲しい。（北条地区）</p>	<p>P182 [9-2 北条地区]</p>	<p>地域別構想（北条地区）において、居住環境については「誰もが住み続けたいと感じる居住空間の形成」に、観光振興については「交流・賑わいのある空間の形成」に、企業誘致については「誰もが利用したいと感じる商業・業務空間の形成」に、それぞれ記述しています。</p>
<p>船形漁港において、観光振興に資する施設整備を考えて欲しい。（船形地区）</p>	<p>P149 [8-2 土地利用の構想・方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光漁業の拠点として充実を図るため、直売施設の機能向上又は設置、必要な施設整備や周辺未利用地の利活用方策について、地元住民や関係機関との調整を行う。 <p>P179 [9-1 那古船形地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船形漁港については、交流人口の増加を目的として、観光漁業の拠点として必要な施設整備について地元住民や関係機関との調整を行う。 	<p>船形漁港周辺については、都市全体構想における「観光拠点区域」として、また、「地域別構想（那古船形地区）」における「交流・賑わいのある空間の形成」の視点から、施設整備の必要性等を記述しています。</p>
<p>西岬地区が今以上に衰退しないような施策を打ち出して欲しい。（西岬地区）</p>	<p>P126 [7-2 都市づくりの基本的な考え方]</p> <p>②集落地では、居住機能や日常的な生活化連機能（商店や診療所、公民館等）の誘導、必要なインフラ整備により、コミュニティの維持・増進を図る</p>	<p>「都市づくりの基本的な考え方」としてご意見と同趣旨の記述をしています。また、「地域別構想」においても、そのような考え方を基本とした構想・方針を記述しています。</p>

意見の要旨	該当箇所	意見への対応（案）
<p>歩いて暮らせるまちづくりの実現（歩道の整備、踏切改良）、青柳大賀線の整備等、市民の生活利便性を考慮した道路整備。（館山地区）</p>	<p>P145 [8-2 土地利用の構想・方針] 特に、市街地にあつては市街地外から新たな定住者の誘導を目標として、良好な住環境を創出するため、住宅と商業施設が混在した、歩いて暮せるまちの実現を図る。</p> <p>P146 ・ 日常の買い物に供する商業施設は、住宅との混在を容認し、歩いて暮せるまちを実現するために必要な都市基盤整備を推進する。</p> <p>P156 [8-3 交通体系の構想・方針] ⑫ 3・4・1 2 青柳大賀線 ・ 西岬地区への交通誘導を図るとともに、災害時等における代替路線確保のため、ルート変更を検討のうえ整備を進める。</p> <p>P187 [9-3 館山地区] ・ 住宅と商業施設との混在を容認し、日常の買い物などの生活利便性を維持するとともに、歩いて暮せるまちづくりを実現するため、生活動線を勘案した道路網における歩行空間の確保やバリアフリー化など、必要な都市基盤整備を推進する。</p>	<p>「歩いて暮らせるまちづくり」は、「都市全体構想」において、市街地の密度増加を目的とした重点項目としています。また、「地域別構想（館山地区）」においても、生活動線を勘案した歩行空間の確保やバリアフリー化などについて記述しています。なお、都市計画道路青柳大賀線については、ルート変更等の課題はありますが、整備を進める方針です。</p>

意見の要旨	該当箇所	意見への対応（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・これから先、人口が減少しようと、街の中心の幹線道路には両側歩道が必要である。（団体②） ・館山の中心は、郊外から定住者を導入し、安心して歩いて暮らせるまちづくりを進めるためには歩道抜きにはできない。そういう道路をつくるには一番地域にとって費用を掛けないで早期にやれる方法を選択する必要がある。（団体②） ・館山の中心に入る都市計画道路を廃止しておいて、どうしたら観光客等が館山の商店街を回遊してもらえるのか。（団体②） ・単に都市計画道路を廃止するのではなく、観光客などが八幡神社～千葉銀～北条棧橋～商工会議所～八幡と、口の字に回遊できるまちづくりが必要。実現すれば商店街にも人が入ってくる。（団体②） ・銀座通りと駅までの道の間歩道を一本造れば、それを起爆剤として相当よくなると思う。（団体②） 	<p>P146 [8-2 土地利用の構想・方針]</p> <p>(2) 住居系土地利用（中密度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の買い物に供する商業施設は、住宅との混在を容認し、歩いて暮らせるまちを実現するために必要な都市基盤整備を推進する。 <p>(3) 商業系土地利用</p> <p>【一般国道 128 号・市道 1085 号線沿道地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地への導入路であり、日常の買い物に供する商業施設を配置するとともに、歩いて暮らせるまちの実現のため、バリアフリーを考慮した歩行空間の形成等により、商業機能の維持・増進を図る。 <p>【一般県道館山富浦線・一般国道 410 号沿道地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心商店街活性化のため、日常の買い物から来訪者による買い物までを充足する商業・住商併用施設の再配置を促進する。 ・ 街並みの統一やバリアフリーを考慮した歩行空間の形成を進める。 ・ 周辺に点在する商業施設への回遊を考慮した商業施設の再配置、歩行者の休憩及び交流の場の配置について検討する。 	<p>館山駅を中心とする地域が、将来においても都市拠点としての活力を維持していくためには、良好な居住環境と商業環境の形成を進め、誰もが居心地の良さを感じられる「歩いて暮らせるまち」を形成し、密度の増加を図っていく必要があると考えています。館山駅東口周辺における歩行空間の形成と商店街の回遊については、「都市全体構想（土地利用の構想・方針）」及び「地域別構想（北条地区）」に記述しています。</p>

意見の要旨	該当箇所	意見への対応（案）
	<p>(4) 商業・業務系土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市及び安房地域における中心性の維持・増進を目的とした商業・業務機能の活性化や公共施設の集約・配置について検討する。 ・一般県道館山富浦線沿道にあつては隣接する商業施設との連続性に配慮し、誰もが利用しやすい空間としてバリアフリーを考慮した歩行空間の形成を進める。 <p>P183 [9-2 北条地区]</p>	
<p>歩いて暮らせるまちづくりをテーマとして計画を進めていって欲しい。(館野地区)</p>	<p>P191 [9-4 豊房・館野・九重地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本地区に点在する各集落については、必要な都市基盤整備を進めることで生活動線の整序化及び拡充、バリアフリー化等を行い、良好な居住環境の維持・増進を図る。 	<p>「歩いて暮らせるまちづくり」は、市街地の密度増加を主な目的としていますが、市街地以外の地域においても、「誰もが住み続けたいと感じる居住空間の形成」の視点から、歩行空間の確保やバリアフリー化の必要性を記述しています。</p>

意見の要旨	該当箇所	意見への対応（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地域における足（移動手段）の問題を考慮して欲しい。（富崎地区，神戸地区） ・ 交通施策（移動手段やバス停整備）を充実させて欲しい。（神戸地区） ・ 循環バスはすぐに出来ると思う。出来るものからなんとかしてもらいたい。生活に密着したマスタープランでなくてはならない。過疎地にいる人間としては切実な要望です。（団体②） 	<p>P159 [8-3 交通体系の構想・方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の各集落や南房総市から市街地への接続機能を強化するため、既存の路線バスの機能向上、必要に応じたバス網の再編や循環バスの導入、徒歩圏を考慮したバス停の再配置等を含め、関係機関・事業者と調整を行う。 ・ また、サービス水準（料金や運行時間帯等）に対する関係機関・事業者及び地域住民の理解と協力により、必要に応じてデマンドバスや乗合タクシー等の導入について検討する。 ・ 公共交通が行き届かない地域にあっては、集落組織や地域住民の理解と協力による、自主的な送迎のあり方について検討する。 ・ その他の市内各バス停にあっては、利用者の利便性向上のため、バス待合スペースの確保等について検討する。 <p>P195 [9-5 西岬・神戸・富崎地区]</p>	<p>高齢化の進展や環境負荷軽減の観点から、「都市全体構想」においては、路線バスの機能向上や循環バス等の導入、公共交通空白地域への対策など、地域交通の充実に向けた記述をしています。また、「地域別構想」においても、公共交通空白地域対策の必要性を記述しています。なお、目標時期については、「構想・方針の実現に向けて」に記述します。</p>

意見の要旨	該当箇所	意見への対応（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者だけが恩恵を受けるのではなく、地域住民の生活を考えた計画にして欲しい（神戸地区） ・ この計画は市の、市民のための計画なのか、外部からの人を入れるための計画なのか、そこを真剣に考えないとだめである。（団体②） 	<p>P125 [7-1 都市づくりのテーマ及び目標] 『住み良い暮らし 交流・資源 魅力のまち 館山』</p>	<p>市民の誰もが住み良いと感じられるまちであることが最も重要です。そして、観光振興や地域コミュニティ増進などの交流促進と、自然や歴史・文化資産、人材も含めた地域資源の活用は、そうしたまちを実現するために取組んでいく必要がある事柄と考えています。</p>
<p>海岸部の環境整備（砂浜に停泊している釣り船への指導及び係留所への誘導）。（館山地区）</p>	<p>P149 [8-2 土地利用の構想・方針] ・ 既存の港湾施設等については、景観に配慮した整備について関係機関との調整を行う。</p> <p>P163 [8-4 公園・緑地の整備・保全・利活用の構想・方針] ・ 南房総国立公園に指定されている鏡ヶ浦や平砂浦などの海辺空間は、地域住民の生活と密接な係わりを持つとともに、来訪者を含めた全ての人にとって重要な憩い・レクリエーションの場であることから、保全及び利活用の促進を図るために必要な施設整備等について、関係機関との調整を行う。</p> <p>P169 [8-5 都市環境整備の構想・方針] ・ 海岸周辺は、「関東の富士見百景」や「日本の夕日百選」にあるような本市を代表する「陸からの眺め」を大切にしていくとともに、多目的観光栈橋や館山湾内クルーズ船等を視点場とする「海からの眺め」を良好な景観形成の観点に加える。</p>	<p>海岸部の環境整備は、「海辺のまちづくり」を推進していくうえで重要です。御指摘の点を含め、本マスタープランの方針に基づいた施策（係留施設の設置など）を実施していく中で、良好な景観を形成していきたいと考えています。</p>

意見の要旨	該当箇所	意見への対応（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年以内に出来ない道路は、都市計画道路の指定から外すべき。(団体②) ・ 今回12路線中の8路線が廃止ということなので、実施計画のない又は実施できていない道路というのはまったく百害あって一利なしで、経済の活性化に非常にマイナスになる。今回、廃止という形には安心している。(団体②) 	P155- [8-2 交通体系の構想・方針]	今後は、本マスタープランに掲げた「都市計画道路の整備・廃止の方針」に基づき、変更（廃止）手続きを進めたいと考えています。
道路整備（船形バイパス）について、新しい道路を作らずとも、既存の道路改良で対応できないのか。（富崎地区）	P153 [8-2 交通体系の構想・方針] <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般国道127号、市道3016号線と接続し、本市への来訪者を富浦ICから直接館山湾へ誘導する。 	船形バイパスは、来訪者を直接海岸部（館山湾）へ誘導する機能をもった路線であり、既に県が予備設計を行っています。市としては既存道路（県道犬掛館山線）の改良による方法よりも、経済的な困難性が低いと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ バスを西口から発着させることで果たして市民が便利になるのか。バスがぐるっと廻り道をするのではないか。人口が5万人未満のまちなので、西口も東口も均等に発展させることはちょっと無理ではないか。もう少し東口を整備したらどうか。(団体②) ・ 駅前ロータリーの駐輪場付近を拡幅して、バスの誘導に相応しいように整備することについて、マスタープランで考えはないのか。(団体②) 	P160 [8-2 交通体系の構想・方針] <ul style="list-style-type: none"> ・ 館山駅を主要交通結節点と位置付け、鉄道、バス交通及び自動車交通の交通結節機能強化のため、パーク・アンド・(バス)ライド駐車場等の整備を促進し、既存の交通広場の機能充実を図る。 ・ 一般県道館山富浦線及び館山駅東口への大型バスの集中対策等を目的として、館山駅西口に高速バスの乗降機能の配置について検討する。 	館山駅西口への高速バス乗降機能の配置は、懇談会での意見も踏まえ、現在の同駅東口への大型バスの集中対策として検討することとした項目です。駅の自由通路もあることから、市民や来訪者の利便性を著しく低下させることはないと考えています。なお、同駅は、将来においても市の主要交通結節点と位置付けており、場所や規模等を定めた具体的な計画はありませんが、パーク・アンド・(バス)ライド駐車場の整備し、既存の交通広場の機能充実を図ることとしています。

意見の要旨	該当箇所	意見への対応（案）
<p>市役所、警察、病院とかは中心市街地ではないが、特別郊外ではない。集約的な都市になっていると思う。改めて市役所を駅前に持ってくるのかそういう必要はないと思います。（団体②）</p>	<p>P146 [8-2 土地利用の構想・方針] (3) 商業系土地利用 ・館山駅に近接する地区については、<u>公共施設の集約・配置</u>について検討する。</p> <p>P147 (4) 商業・業務系土地利用 ・本市及び安房地域における中心性の維持・増進を目的とした商業・業務機能の活性化や<u>公共施設の集約・配置</u>について検討する。</p>	<p>現時点では、駅周辺への公共施設の立地に関する具体的な計画はありませんが、集約型都市構造の形成を図っていくうえで考慮すべき点として記述しています。</p>
<p>将来郊外にミニ開発されたら、行政がインフラ整備を後追いすることになると思う。まちの中心に先行投資してインフラ整備を行った方が良いのでは。（団体②）</p>	<p>P126 [7-2 都市づくりの基本的な考え方] ○これまで行われてきたまちづくりを踏まえ、今ある市街地や集落地における『暮らし』の維持・増進を根底におき、集約型都市構造の形成を図る。</p> <p>①既成市街地では、都市全体で必要な都市機能(公共公益施設や中心商業地等)や、それらを支える居住機能等の誘導及び市街地整備等により、都市の中心性の確保とコミュニティの維持・増進を図る</p> <p>②集落地では、居住機能や日常的な生活関連機能(商店や診療所、公民館等)の誘導、必要なインフラ整備等により、コミュニティの維持・増進を図る</p>	<p>御指摘のとおり、社会基盤整備等の都市行政は、効率的な財政運営の下で実践していく必要があります。そのため、既成市街地へ都市機能や居住機能を誘導し、併せて市街地整備等を行うことによって、集約型都市構造の形成を図りたいと考えています。ただし、郊外部(集落地)においても、地域のコミュニティが衰退しないように、必要な社会基盤整備は実施していく必要があると考えています。なお、新たな道路の整備に伴って開発が予想される地域については、市街化の進行を防ぐ都市計画制度の適用について検討していきます。</p>

意見の要旨	該当箇所	意見への対応（案）
	<p>P178 [9-1 那古船形地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般県道犬掛館山線（船形バイパス）の整備にあわせ、沿道への市街化の進行等を防ぐために必要な都市計画制度の適用について検討する。 <p>P183 [9-2 北条地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般国 128 号バイパスの整備にあわせ、沿道への市街化の進行等を防ぐために必要な都市計画制度の適用について検討する。 <p>P187 [9-3 館山地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路青柳大賀線の整備にあわせ、沿道への市街化の進行等を防ぐために必要な都市計画制度の適用について検討する。 <p>P192 [9-4 豊房・館野・九重地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般国 128 号バイパスの整備にあわせ、沿道への市街化の進行等を防ぐために必要な都市計画制度の適用について検討する。 	

意見の要旨	該当箇所	意見への対応（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 船形地区のような住宅密集地で狭い宅地こそ下水道が有効である。終末処理場を中心に処理区域を拡大していくのではなく、整備効果の高いと思われる地区は、その地区ごとに下水道を整備して欲しい。（船形地区） ・ ○○は、地元農家で収穫された作物を商品としており、観光客との交流も行われている施設である。○○を都市計画マスタープランの中で交流に資する施設として位置づけることはできないのか。（那古地区） ・ 九重駅周辺の歩行空間整備など、実現に向けて動いて欲しい。（九重地区） ・ 休耕田等の農地について、具体的な利用方策を示して欲しい。（九重地区） ・ 大型店の規制（休日の設定、営業時間の短縮など）を検討してもらいたい。（団体①） ・ 南欧風リゾート景観の形成を推進するため、補助制度の創設を検討してもらいたい。（団体①） ・ 北下台を（公園として）整備してもらいたい。（団体①） ・ 渚の駅、城山、赤山周辺の活用（サイクリングコース、文化財）と都市計画道路青柳大賀線の整備がかち合わないようしてもらいたい。（団体①） 		<p>本マスタープランは、「都市計画の基本的な方針」であるため、その方針に基づいた具体的な施設整備計画や個別施策までは記述しませんが、ご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>

意見の要旨	該当箇所	意見への対応（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業への法人進出に関し、市がチェックできるような条例の制定を検討してもらいたい。（団体①） ・ 駅前については地主の協力を得られればもっとよくなると思う。実利のある開発方法を考えて頂きたい。（団体②） 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観形成について、漁村の原風景を守ろうとしても、景観まで考えてもらえない。今の生活を守るので精一杯。また、眺望権を訴えても勝てないのではないか（富崎地区） ・ 北条海岸は館山の顔であり、館山バイパスの椰子は南房総のイメージである。これを守り育てることや、イメージを壊さないためには景観条例を制定するということが必要。（団体②） ・ 地域高規格道路が実現すると、木更津のように道路の上に地域高規格道路が乗るかもしれない。観光地・館山としては避けなくては行けないので、先に景観条例を作り景観を守る必要がある。（団体②） 	P169 （略） 〃 P173	本マスタープランでは、景観計画を今後策定していくうえでの基本的な考え方を記述しています。ご意見は、今後の参考にさせていただきます。
登録文化財が無い地区については、地域別構想の中の「指定文化財や登録文化財」の部分を「指定文化財」に改めるべきだ。（団体①）	（略）	将来、新たに登録文化財が追加されることも考えられるので、原案のとおりとします。

3 パブリックコメントによる意見と対応

意見の内容	意見への対応（案）
<p>市長様、いつもありがとうございます。前向きな御計らい感謝いたします。</p> <p>都市計画道路について、以前も意見させて頂いております。館山には災害時の道路対策、商売の繁栄に伴う道路の動脈が通っていません。真倉のオワリヤさんの道路から右折しないと自衛隊までつながりません。池田商事さんの前の通りはいつも込み合い子供たちも危ない状態です。バイパスから自衛隊まですぐに繋がる18メートル道路を早急に要望します。</p> <p>また商店の方々が少しでも通行が楽になったりガソリンの節約ができたり観光客が気持ちよく海に来れますよう道路がまず大切です。海の工事は後でした。そして私達のように自分の力でお金を稼げる人間にチャンスを下さい。私達商売人はどんなに苦しく食べられなくても市税を借金しても払ってきました。今月も食べられない状態ですが先日53000円振り込みました。本当に毎日お腹がすいてたまりません。すべては自分の責任でしょう。一度健康保険税のことで市の方に減税のことで相談したら、収入が少ないならもっと稼いで下さい。と馬鹿にされました。名前はありませんが、しかし、私達が市の方々を支えていなければ公務員の方は自分で稼ぐ力は無いのです。とにかく、お店を持てたり、営業に歩けたりする力のある人間にもっとチャンスを下さい。そして、この機会に公務員、議員のかたには、宇宙の法則、森羅万象を学んでいただきたいです。</p> <p>自分の生かされていることの感謝、一日3回食事できることの反対側でどれだけの人が苦しんでいるか。お昼を抜いてみてください。もし食べられないひとが役所にきたら一食差し上げて欲しい。</p> <p>そして健康保険税は破たんは間違いないと思います。なぜなら支払えないのに支払っているからです。</p> <p>必ず物事にはカルマがあります。</p>	<p>（“市長への手紙”で届いたため回答済み）</p> <p>一昨年7月4日に全線供用されました、東関東自動車道館山線の開通に伴い、首都圏への交通アクセスが飛躍的に改善され、首都圏や近県からの来訪者も徐々に増加している状況でございます。また、千葉県や館山市が進める多目的観光棧橋や北条海岸のシンボルロードの整備など、館山湾を中心とした大きな事業が動き出しているなかで、館山湾へ直接アクセスする（仮称）船形バイパスの事業の早期実現にも取り組んでいるところでございます。</p> <p>現在そのような道路整備の状況の中、頂きました要望につきましては、都市計画道路青柳大賀線の延伸についての内容であると思っております。</p> <p>頂きましたご要望のように、市といたしましても本路線についての必要性は十分に認識しております。しかしながら、先に申し上げました現段階での道路整備の状況もあり、ご要望の道路の整備時期等を含めた詳細な計画については、まだ確定している状況にございません。</p> <p>今後、実施中の都市計画道路やその他の道路網の整備に合わせ検討して参りたいと思っております。</p> <p>今後も、今回のようなご意見・ご要望をいただければありがたいと思っております。</p>

意見の内容	意見への対応（案）
<p>議員の方、もしたばこを買う余裕があったら、食べられない方を、集めて一食、食べさせてあげて下さい。お願いします。そして、本当にお金を稼ぐ力のある人々にチャンスを下さい。</p> <p>広い道路を早く作って市民に還元して欲しい。</p> <p>皆様がお幸せでありますよう。神様がお幸せでありますよう。心から祈っています。</p>	
<p>都市計画に市民の声を！の記事をみて</p> <p>2児の母親ですが、館山で暮らしていると、公園があちこちに整備された様な街へ出来る事なら引っ越したいと思います。</p> <p>主人の仕事の関係等で引っ越しがかなわないのが残念です。藤原運動公園の遊具は、数年使用禁止だらけ。城山の遊具は、冬は日陰で暗く寒い。中央公園の砂場は、ねこのウンチだらけ。ふん水周りは、ほそうがあちこちはがれ、子供はつまづき転び、ふん水の水は冬は汚いゴミ水。子供がふん水をのぞき、汚い水を差し、「お母さんこれなに？」「ゴミ…」</p> <p>こんなやりとりに、夢も希望もない。地区の児童公園は、ママシの子供が出てくる始末。テレビで芝草がしかれ、遊具が整い、それが当たりまえで、子供達のがびのび遊ぶ様子を見ると、こういう場所で子供を育てたいとつくづく思い、うちの子供がふびんになる。</p> <p>あの中央公園でさえ、整備がととのわない。中村公園も汚いし。</p> <p>うちの子供達が親になり、子供をもったら、館山で育てる事は、すすめない。もっと歩いていけるようなところに、公園がいくつも整備され、近所の子供達と遊びながら成長してほしい。</p> <p>大きくなった時、そういう思い出をもってほしい。</p> <p>道路ってそんなに大事ですか？船形バイパスそんなに大事ですか？人</p>	<p>都市公園の清潔につきましては、利用される方に不快感を与えないよう努めてまいります。</p> <p>都市公園内の遊具につきましては、平成21年度にブランコ3基（船形児童公園、根岸公園、北条中央公園）、スプリングプレー2基（城山公園）を設置するほか、滑り台の修繕（塗装）を実施したいと考えています。</p> <p>また、館山運動公園の遊具補修等につきましては、今後も設置者であります千葉県へ要望してまいります。</p> <p>なお、新たな都市公園といたしまして、平成21年度中に館山駅西口地区内に1か所を設置する予定です。</p> <p>道路整備よりも、公園数の増加や機能の充実を図って欲しいという御意見だと思いますが、船形バイパスをはじめ、今回の都市計画マスタープランに掲げた道路構想は、地域活性化や渋滞解消を目的としており、観光振興の面からも、住民生活の面からも早期に実現する必要があると考えています。</p>

意見の内容	意見への対応
<p>口が増える町、住みやすく、暮らしやすい町、子供がまたここで自分も子供を育てたいと思うような町。</p> <p>道路で子供は成長しないし、道路で子供が増えるとも思わない…。これ以上道路必要ですか？電線の地中化に使われるお金であそこのブランコが直せる…すべり台が1つ増える。公園があといくつ造れる…。やりきれない思いです。</p> <p>行政の少子化対策って何ですか？口だけですか？子供の広場が完成する事で、満足して欲しくないと思います。</p> <p>子供が住みやすい町は、老人も住みやすい町と考えます。皆が住みやすい町だと思います。お金のない館山市に、何を望んだところで正直、かなわないだろうと思います。</p> <p>お金のある町にだけ、色々整備され、お金のない町に暮らす人は、我まんして暮らす。嫌ならお金のある町へ引っ越せばいい。それではこれといった産業のない町は、しおれるばかり。</p> <p>幼稚園は古く、すきま風で1枚、余分に服を着せないと風邪をひくと、通園中のお母さんにききました。この町に未来はあるのか…。</p> <p>子供達、自分が親になった時、子育てしやすい暮らしやすい町で暮らさない。館山に残る事はないよ…。今の館山に子供が残る要素は見当たらない。自然がたくさんある！！だけでは…。</p>	

4 千葉県安房地域整備センターからの意見と対応

意見の要旨	該当箇所	意見への対応（案）
<p>要望・構想段階の路線等については、「整備する」、「進める」又は「確保を図る」等の表現ではなく、「関係機関との調整を行う」若しくは「検討する」等の表現に修正願う。</p>	<p>(全般)</p>	<p>要望・構想段階の路線等についても市の強い希望を表すために「整備する」や「進める」を使うことはありますが、具体的な修正意見への対応（回答）は以下のとおりです。</p>
<p>県道犬掛館山線（船形バイパス）や国道128号バイパスは、県が同意している訳ではないので、県道又は国道の路線名を使用するのをやめてもらいたい。</p>	<p>(全般)</p>	<p>「一般県道犬掛館山線（船形バイパス）」を「(仮称)船形バイパス」に、「一般国道128号バイパス」を「(仮称)北条国分線」に改めます。</p>
<p>国道128号バイパスは、まだ要望・構想段階であり、路線の位置付けはない。</p>	<p>P163 図 8-4-2</p>	<p>名称を改めるため、図の表示は修正しません。</p>
<p>要望・構想段階であり「整備」を「構想」に修正願う。</p>	<p>P178 ・一般県道犬掛館山線（船形バイパス）の整備にあわせ、沿道への市街化の進行等を防ぐために必要な都市計画制度の適用について検討する。</p> <p>P183 ・一般国128号バイパスの整備にあわせ、沿道への市街化の進行等を防ぐために必要な都市計画制度の適用について検討する。</p> <p>P192 ・一般国128号バイパスの整備にあわせ、沿道への市街化の進行等を防ぐために必要な都市計画制度の適用について検討する。</p>	<p>それぞれ次のとおり記述を修正します。なお、「整備にあわせ」は、「整備が決まったら」の意味です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)船形バイパスの整備にあわせ、沿道への市街化の進行等を防ぐために必要な都市計画制度の適用について検討する。 ・(仮称)北条国分線の整備にあわせ、沿道への市街化の進行等を防ぐために必要な都市計画制度の適用について検討する。 ・(仮称)北条国分線の整備にあわせ、沿道への市街化の進行等を防ぐために必要な都市計画制度の適用について検討する。
<p>県道富津館山線（国分バイパス）を図中に点線で示してもらいたい。</p>	<p>P 45 図 2-6-1</p>	<p>図中に点線で示します。</p>

意見の要旨	該当箇所	意見への対応（案）
急傾斜地危険区域（2か所）のみの表記，又は急傾斜地危険区域にレベルを限定した急傾斜地崩壊危険箇所を加えた表記とすべきです。	P 55 図 2-6-8	<p>凡例を「急傾斜地危険区域」と「急傾斜地崩壊危険箇所」に別け，図中の表示を次のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地危険区域（2か所） ・急傾斜地崩壊危険箇所（ランクⅠ，45か所）
花卉の植栽及び散策路等の拡充についての許可が出ていない（保留中）から，該当部分を削除しては。	<p>P129 （館山運動公園周辺）</p> <p>花卉の植栽や散策路等の機能拡充により、周辺の自然環境と調和した、人々の憩い・ゆとりの場として活用を図ることで、利用者の自然環境に対する保全意識の高揚を図る</p> <p>P162 ・運動公園として開設されている館山運動公園にあつては、市内外の人における憩いやレクリエーションの拠点化を図るため、花卉の植栽や散策路等の機能拡充を図るほか、土地を改変する場合は周辺の自然環境との調和に配慮する。</p>	<p>それぞれ次のとおり記述を修正します。</p> <p>（館山運動公園周辺）</p> <p>周辺の自然環境と調和した、人々の憩い・ゆとりの場として活用を促進することにより、利用者の自然環境に対する保全意識の高揚を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動公園として開設されている館山運動公園は、市内外の人にとって憩いの場やレクリエーション活動の拠点となるよう、花卉の植栽や散策路等の機能拡充について関係機関と調整する。
避難路の整備を進めたいのであれば，避難路の指定をしていく旨を記述すべき。	P167	<p>「③主要な避難路」を「③避難路」に改め，次のとおり記述を追加します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険区域（箇所）から避難予定場所へ通じる道路等については、避難路の指定について検討する。

意見の要旨	該当箇所	意見への対応（案）
<p>準防火地域の指定などの具体的な方策を検討のうち、建築宅地課との協議が整った内容を記述する。</p>	<p>P146 ・住民の発意に基づく建築物の不燃化対策や生活道路の拡充等を進める。（2か所）</p> <p>P167 ・主要地方道館山白浜線、一般県道館山富浦線、市道 3016 号線等については、都市内輸送路として、災害発生時における市街地と各集落、集落相互間の円滑な物資輸送が行えるよう、必要な整備や沿道建築物の不燃化対策を進める。</p> <p>・市内の主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路については、主要な避難路として、災害時における円滑な避難・誘導が行えるよう、必要な整備や沿道建築物の不燃化対策を進める。</p>	<p>不燃化対策については、準防火地域の指定、地区計画又は建築協定等が考えられますが、「どの地区にどの方法で」とまでの検討が済んでいる訳ではないので、それぞれ次のとおり記述を修正します。</p> <p>・生活道路の拡充等を進めるとともに、住民の発意に基づき建築物の不燃化対策について検討する。</p> <p>・主要地方道館山白浜線、一般県道館山富浦線、市道 3016 号線等については、都市内輸送路として、災害発生時における市街地と各集落、集落相互間の円滑な物資輸送が行えるよう、必要な整備や沿道建築物の不燃化対策について検討する。</p> <p>・市内の主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路については、主要な避難路として、災害時における円滑な避難・誘導が行えるよう、必要な整備や沿道建築物の不燃化対策について検討する。</p>
<p>漁港地区（富崎、船形等）については、狭隘道路を解消していく旨の記述（拡幅整備）を追加してもらいたい。</p>	<p>P196 ・富崎漁港周辺の住宅密集区域については、避難路や緊急車両の通行路を確保するため、市道 5049 号線等の整備を推進する。</p>	<p>次のとおり記述を修正します。なお、船形地区については同趣旨の記述があります。</p> <p>・富崎漁港周辺の住宅密集区域については、避難路や緊急車両の通行路を確保するため、市道 5049 号線の整備を推進するとともに、狭隘道路の拡幅整備等について検討する。</p>

意見の要旨	該当箇所	意見への対応（案）
<p>現時点でバリアフリー化計画の無い路線及び歩道整備計画の無い路線については、「進める」、「図る」又は「推進する」を「関係機関との調整を行う」に修正願う。</p>	<p>P146 ・ 中心市街地への導入路であり、日常の買い物に供する商業施設を配置するとともに、歩いて暮らせるまちの実現のため、バリアフリーを考慮した歩行空間の形成等により、商業機能の維持・増進を図る。</p> <p>・ 街並みの統一やバリアフリーを考慮した歩行空間の形成を進める。</p> <p>P147 ・ 一般県道館山富浦線沿道にあつては隣接する商業施設との連続性に配慮し、誰もが利用しやすい空間としてバリアフリーを考慮した歩行空間の形成を進める。</p> <p>P177 ・ 公共公益施設が多く立地している一般県道館山富浦線及び和田丸山館山線沿道については、歩行空間確保のため、地域住民の理解と協力による沿道整備を行う。</p> <p>P182 ・ 公共公益施設が多く立地している主要地方道富津館山線沿道及び医療・福祉拠点として位置付けられている館山病院周辺やコミュニティセンター周辺については、利用者の利便性・快適性の向上を目的とした歩行空間の確保を図る。</p>	<p>該当箇所は、道路整備に関する記述ではなく、沿道（民地）の土地利用に関する構想・方針です。この点が、分かりにくい文面について修正します。</p> <p>（修正なし）</p> <p>（修正なし）</p> <p>（修正なし）</p> <p>・ 公共公益施設が多く立地している一般県道館山富浦線及び和田丸山館山線沿道については、利用者の利便性・快適性の向上を目的とした歩行空間の確保を図る。</p> <p>・ 公共公益施設が多く立地している市道 1272 号線沿道及び医療・福祉拠点として位置付けられている館山病院周辺やコミュニティセンター周辺については、利用者の利便性・快適性の向上を目的とした歩行空間の確保を図る。</p>

意見の要旨	該当箇所	意見への対応（案）
	<p>P184 ・ 中心市街地への導入路であり、周辺住民の日常の買い物に供する利用しやすい商業空間として、歩車分離による安全確保及びバリアフリーを考慮した歩行空間の形成等を進める。</p> <p>P187 ・ 公共公益施設が多く立地している一般県道南安房公園線及び医療・福祉拠点として位置付けられている館山病院、赤門整形外科内科の各周辺については、利用者の利便性・快適性の向上を目的とした歩行空間の確保を図る。</p> <p>P188 ・ 一般県道南安房公園線の沿道商業・業務空間については、利用者の利便性向上のため、歩道整備を進める。</p> <p>P189 ・ 一般県道館山港線、一般県道南安房公園線及び一般国道 410 号については、内陸からの交通を城山公園や多目的観光栈橋等設へ誘導するほか、これらの観光施設間等の連携を支援する道路として、沿道と一体となった歩行空間の確保を図る。</p>	<p>(修正なし)</p> <p>・ 公共公益施設が多く立地している一般県道南安房公園線沿道及び医療・福祉拠点として位置付けられている館山病院、赤門整形外科内科の各周辺については、利用者の利便性・快適性の向上を目的とした歩行空間の確保を図る。</p> <p>・ 一般県道南安房公園線の沿道商業・業務空間については、利用者の利便性向上のため、歩行空間の確保を図る。</p> <p>・ 内陸からの交通を城山公園や多目的観光栈橋等へ誘導し、観光施設間の連携を支援する一般県道館山港線、一般県道南安房公園線及び市道 369 号線沿道については、利用者の利便性・快適性の向上を目的とした歩行空間の確保を図る。</p>

意見の要旨	該当箇所	意見への対応（案）
	<p>P191 ・公共公益施設が多く立地している一般国道128号及び医療・福祉拠点として位置付けられている安房地域医療センターの各周辺については、生活動線を勘案した道路網における歩行空間の確保やバリアフリー化など、必要な都市基盤整備を推進する。</p>	<p>・公共公益施設が多く立地している一般国道128号沿道及び医療・福祉拠点として位置付けられている安房地域医療センター周辺は、生活動線を勘案した歩行空間の確保やバリアフリー化を図る。</p>
<p>現時点で南安房公園線の電線地中化する予定はない。「電線類の地中化」の部分は、削除願う。</p>	<p>P170 ・一般国道127号や一般県道南安房公園線等の日本風景街道「南房総・花海街道」の中心となる道路、その他必要と認められる道路沿線については、屋外広告物の規制・デザイン化や電線類の地中化、歩行空間の整備、植栽・美化活動の推進等により、観光都市にふさわしい移動景観（シークエンス景観）の形成を図る。</p>	<p>「電線類の地中化」は、良好な景観を形成していくうえで欠くことのできない検討項目であり、一部の市道（その他必要と認められる道路）では既の実施しています。また、国道127号についても実施が予定されていることなどから、削除しません。なお、ご意見を考慮して、検討項目の選択的適用もあり得ることも踏まえ、次のとおり記述を修正します。</p> <p>・一般国道127号や一般県道南安房公園線等の日本風景街道「南房総・花海街道」の中心となる道路、その他必要と認められる道路沿道にあつては、屋外広告物の規制・デザイン化や電線類の地中化、歩行空間の整備、植栽・美化活動の推進等により、観光都市にふさわしい移動景観（シークエンス景観）の形成について検討する。</p>

意見の要旨	該当箇所	意見への対応（案）
<p>将来都市構造図と、将来道路網図及び都市計画道路の整備・廃止の方針に矛盾がある。</p> <p>※ 館山駅周辺を都市拠点として広域連携軸や地域連携軸を配置しているのに、都市計画道路網がそのように形成されていない。見直し後の都市計画道路網は、駅周辺部では無くなり、通過交通の処理（山側）と、観光拠点への誘導（海側）だけを目的としているように見える。都市計画道路による都市道路ネットワークを考えていますか。</p>	<p>P130 図 7-3-3</p> <p>P155 (略)</p> <p>↳</p> <p>P157 図 2-6-8</p>	<p>将来道路網における主要幹線道路・幹線道路等の全てを都市計画道路とする考えはありません。都市計画道路と都市計画道路ではない道路の両方を見てネットワークを考えていきます。</p> <p>館山市における今回の見直し結果は、今後 20 年（通算 60 年）を見据え、都市計画道路として整備を進める路線を絞ったものであり、これらの路線整備の進捗状況や社会情勢の変化を見ながら、必要に応じて新たな都市計画道路を決定し、将来都市構造の実現を目指していく方針です。</p> <p>なお、館山駅へ向かう道路として、現在信号機の設置協議や用地取得を進め、一方通行の是正を図っている市道 1001 号線を補助幹線に加えます。</p>
<p>船形館山港線の起点の変更について、市では県道館山富浦線との交差点とする考えのようだが、整備を要望する区間について都市計画決定をはずすことは矛盾している。</p>	<p>P155</p> <p>↳</p> <p>P156</p>	<p>船形川名線の変更（廃止）に伴う船形館山港線の起点の取り扱いについては、都市計画変更の申出をする時までには、ご意見を踏まえて検討します。</p>
<p>歩道整備の必要性を謳いながら、歩道が確保されていない都市計画道路を廃止しようとする事についてどのように考えますか。歩道整備の担保性が薄れるのではありませんか。</p>	<p>P155</p> <p>↳</p> <p>P156</p>	<p>歩行空間の確保については、都市計画道路の整備が唯一の方法ではないと考えています。</p> <p>前述のとおり、館山市は都市計画法第 59 条第 1 項の規定を踏まえ、都市計画道路に係る事業の実施時期を考慮して見直しするものです。</p>

5 その他の修正等

意見の要旨	該当箇所	意見への対応（案）
<p>館山湾振興ビジョンにおいて、館山港を首都圏の基幹的広域防災拠点を支援する拠点として、機能の充実を図ることとしたいので、都市計画マスタープランにおいても記述を追加されたい。（みなとまちづくり課）</p>	<p>P167 [8-5 都市環境整備の構想・方針] P168 図 8-5-2</p>	<p>以下の記述を加え、図を改めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>首都圏における大規模災害時の基幹的広域防災拠点（国営東京臨海広域防災公園）の機能を補完する港として、緊急物資の受入れや被災者の輸送等を行うなど、館山港と基幹的広域防災拠点の連携のあり方について検討し、関係機関との調整を行います。</u>
<p>景観計画を策定する際の基本方針の類型化（ゾーニング）では、地形的特性と土地の利用状況に加え、各地域の景観資源の状況を踏まえることとする。（都市計画課）</p>	<p>P169 [8-5 都市環境整備の構想・方針] このため、良好な景観の形成に関する基本方針は、<u>地形的特性や土地の利用状況</u>を踏まえた類型ごとに定めるものとする。また、<u>身近な景観資源を再検証し、観光振興や自然保護、住民生活における潤いなどの観点から、特に重要と思われる区域や景観資源等</u>については、それぞれの特性を活かせるよう、住民の合意形成に基づき、類型別基本方針の全部又は一部を強化する。</p>	<p>このため、良好な景観の形成に関する基本方針は、<u>地形的特性や土地の利用状況、景観資源</u>を踏まえた類型ごとに定めるものとします。また、<u>生活における潤いや自然保護、観光振興などの観点から、特に重要と思われる区域や景観資源等</u>については、それぞれの特性を活かせるよう、住民の合意形成に基づき、類型別基本方針の全部又は一部を強化します。</p>
<p>パーク・アンド・（バス）ライド駐車場の表記を修正。（都市計画課）</p>	<p>[8-3 交通体系の構想・方針] P158 図 8-3-4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・渚の駅付近の表示を削除 ・館山駅周辺の2箇所を統合
<p>国道・県道の市への移管に伴う表記の修正（都市計画課）</p>	<p>（全般）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般国道 410 号，主要地方道館山白浜線，主要地方道富津館山線，一般県道館山大貫千倉線の各一部